

# 稲沢市勤労福祉会館等の指定管理者候補者の選定結果について

## 1 施設の名称

稲沢市勤労福祉会館等（稲沢市勤労福祉会館、稲沢市総合体育館）

## 2 申請団体数

1 団体

## 3 選定方法

(1) 当該団体から提出された申請書類(事業計画書、収支計算書等)の内容について、施設所管課による第1次審査(書類審査)の後、稲沢市文化教育施設指定管理者候補者選定委員会において、当該団体が指定管理者として適当かどうか、選定審査基準に基づく審査を行い、選定した。

(2) 今回の選定にあたっては、次の理由から非公募とし、一般財団法人稲沢市文化振興財団に限定して審査を行った。

ア 一般財団法人稲沢市文化振興財団は、稲沢市文化団体連合会をはじめとした多くの文化団体や市民の連携・協力のもと、市が設立者となり文化・芸術の振興及び生涯学習の推進を目的として設立した法人であること。

イ 勤労福祉会館は、勤労者等の各種会合や福祉増進のための事業の実施場所として設置された施設であるが、今日では市民がその意欲に応じて参加できる多様な文化活動や生涯学習活動の拠点としての役割も期待されている。

これらの文化活動や生涯学習活動を効果的に展開していくためには、専門的な知識を持ったコーディネーターによる企画・運営が求められるが、文化・芸術の振興及び生涯学習の推進を設立目的とする一般財団法人稲沢市文化振興財団を指定管理者として選定することで、財団法人が有する専門的な人材を効率的に活用することが可能となる。

また、総合体育館は、市民の体育、スポーツの向上及び普及を図り、市民の健康の増進を図るために設置されている施設であるが、会館と受付や事務室を共有しており、それぞれを分けて指定管理者を選定するよりも、会館と一体的に指定管理者を選定したほうが効率的な管理運営が可能となる。

## 4 選定審査基準

(1) 審査配点表（選定委員会委員1人あたり）

審査項目		得点(上限)
1 利用者の平等な利用を確保することができるものであるか (平等利用の確保)	利用者の平等な利用の確保	10点
	利用者に対するサービスの向上	30点
2 施設の効用を最大限に発揮するものであるか (施設の効用発揮)		40点
3 施設管理を安定して行う物的・人的能力を有していること (安定経営能力)	施設の適切な維持管理	20点
	経営の健全性	20点
小計 ①		120点

+

4 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであるか (管理経費の縮減)	20点 ※下記計算式 により算出
小 計 ②	20点
↓	
合 計 ①+②	140点

※「管理経費の縮減」は、次の式により算出する。  
 評価点 = (指定管理料算定参考額 - 提案額) ÷ 指定管理料算定参考額 × 100  
 ⇒ 指定管理料算定参考額に対して、1%削減するごとに1点加算する計算式

- ・算出結果の小数点第2位を四捨五入し評価点とする。
- ・算出結果が「評価点>配点」の場合は、「評価点=配点」とする。
- ・経費の縮減が利用サービスの低下を招いている場合は、0点とする。

(2) 選定条件について

ア 「管理経費の縮減」に関する項目を除いた出席委員の得点数の合計が、採点上限(選定委員会委員1人当たり120点)の合計(600点)の6割(360点)に満たない場合は、指定管理者の候補者に該当しないものとする。

5 選定結果

申請団体		一般財団法人稲沢市文化振興財団
審査項目		
1 平等利用の確保	利用者の平等な利用の確保	43点
	利用者に対するサービスの向上	114点
2 施設の効用発揮		152点
3 安定経営能力	施設の適切な維持管理	86点
	経営の健全性	84点
小 計 ①		479点
4 管理経費の縮減		0点
小 計 ②		0点
合計 [700点]		479点
選 定 理 由	提出された申請書類(事業計画書、収支計算書等)の内容について、当該団体から説明を受け、質疑を行い、審査項目に沿って採点する方法で選定審査を行った。その結果、管理経費の縮減を除いた得点数の合計が配点(600点)の6割(360点)を上回り、選定条件を満たした。	

## 6 指定管理者候補者

団体の名称：一般財団法人稲沢市文化振興財団

所在地：稲沢市正明寺三丁目114番地

## 7 選定委員会委員

富岡 徹	大学教授
浅井 順一	税理士
足立 直樹	稲沢市市長公室企画政策課長
岩田 勝宏	稲沢市教育委員会生涯学習課長
長崎 真澄	稲沢市教育委員会スポーツ課長

## 8 指定期間

平成31年4月1日から2024年（平成36年）3月31日まで

## 9 選定の経過

- 募集要項等の配布 平成30年7月11日から7月25日まで
- 申請書類の受付 平成30年8月17日から8月31日まで
- 第1次審査（書類審査） 平成30年9月3日から9月25日まで
- 指定管理者候補者選定委員会 平成30年10月9日